

### 第 3 1 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 4 年 1 2 月 2 3 日（金）午後 4 時 3 0 分より、役場各種委員会室において第 3 1 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者



議長 これより、第31回南幌町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席者は12名でございます。ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。10番 山田 委員、  
11番 背尾 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第31回南幌町農業委員会総会は、12月23日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第31回南幌町農業委員会総会は、12月23日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和4年11月25日、第30回農業委員会総会を開催した。

12月9日、利用調整会議・あっせん委員会が開催され、関係委員出席した。

12月13日・14日、第4回議会定例会に会長出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

---

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。  
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。  
令和4年12月23日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましても、9件でございます。  
いずれも再認定となりまして、認定年月日は令和4年12月19日、有効期限は令和9年12月18日までとなっております。  
認定番号4の12の1、住所は南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。  
認定番号4の12の2、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。  
認定番号4の12の3、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。  
認定番号4の12の4、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇  
〇。  
認定番号4の12の5、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇  
〇。  
認定番号4の12の6、住所は南15線西16番地、〇〇 〇  
〇。  
認定番号4の12の7、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。  
認定番号4の12の8、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇  
〇。  
認定番号4の12の9、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇  
〇。  
  
認定農業者の経営体の総数につきましては、144経営体のうち法人が16法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認

定については報告済みといたします。

---

議 長 日程第5 報告第2号 農地の使用貸借解除についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地の使用貸借解除について。  
このことについて、農地使用貸借の解除した旨の通知があったので報告する。  
令和4年12月23日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地の使用貸借の解除につきましては、1件でございます。  
賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。  
賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。  
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で19,695㎡他計7筆ございまして、119,083㎡となり、使用貸借の解約日は、令和4年〇〇月〇日でございます。  
以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、報告第2号 農地の使用貸借の解除については報告済みといたします。

---

議 長 日程第6 議案第1号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地等のあっせん結果について。

第30回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに  
対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準  
第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので、  
審議願ひ、意見を求める。

令和4年12月23日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地等のあっせん結果  
につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇  
〇。あっせんの申出地は空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で9,73  
5㎡となります。あっせん年月日は、令和4年12月9日。結果  
につきましては、成立でございます。価格については、田10aあ  
たり、〇〇〇,〇〇〇円、あっせんの相手は、空知郡南幌町  
南〇〇線西〇〇番地、白倉 夏樹でございます。  
あっせん委員につきましては、3番 久保 委員、5番 南 委  
員、11番 背尾 委員となり、以上の結果となっております。  
以上です。

議長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補  
足があればお願いいたします。

(なしの声)

議長 ないようなので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第1号 農用地等のあっせん結果につ  
いては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ

とに決しました。

---

議 長 日程第7 議案第2号 南幌町農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見書の提出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 南幌町農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見書の提出について。  
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、意見書の提出が求められたので、審議願い意見を求める。  
令和4年12月23日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。  
変更の内容といたしまして、南幌町農業振興地域整備計画の第6「農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」の変更及び農地転用の申し出による農用地区域からの除外をするもので、変更箇所及び面積につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇の内、100.84㎡で、変更理由は農家住宅の建築のためとなっています。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がありませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第2号 南幌町農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見書の提出については、審議した結果、除外は適当であることを認める意見書を提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は「除外は適当である」ことを認める意見書を提出することに決しました。

---

議 長 **日程第8** 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。  
令和4年12月23日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、使用貸借によるものが1件、所有権移転によるものが2件でございます。

1件目の使用貸借の貸主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。借主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で21,724㎡他計19筆ございまして385,923㎡となります。申請理由は、貸主は農業を継いでいる息子に経営面を移譲し、私は経営面からはずれたい。借主は父親の意を受けて、今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料1の1の農地法第3条調査書により説明いたします。資料1の1をご覧ください。第2項第1号は、借主の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、借主は個人であり該当しない。同項第3号は信託ではないので該当しない。同項第4号は、借主は年240日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は、農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は、使用貸借につき該当しない。同項第7号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないも

のと考えられることから該当しない。なお、野呂田委員が、現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

2件目の所有権移転の譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で10,706㎡他2筆ございまして、42,522㎡となります。申請理由は、譲渡人は、農業を継いでいる息子に申請地を贈与したい。譲受人は、申請地を譲受け、今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料1の2農地法第3条調査書により説明いたします。資料1の2をご覧ください。第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は個人であり該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年240日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は、農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は、所有権移転につき該当しない。同項第7号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。

3件目の譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で2,328㎡他計3筆ございまして38,954㎡となります。

申請理由は、譲渡人は、農業を継いでいる息子に申請地を贈与したい。譲受人は、申請地を譲受け今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料1の3の農地法第3条調査書により説明いたします。資料1の3をご覧ください。第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は個人であり該当しない。同項

第3号は信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年220日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は所有権移転につき該当しない。同項第7号は周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。

なお、2件目と3件目については、白倉委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

10番 議長 10番

議長 10番 野呂田委員

10番 1件目の使用貸借の件について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われ。以上です。

1番 議長 1番

議長 1番 白倉委員

1番 2件目と3件目について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われ。以上です。

議長 事務局の説明及び各委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 日程第9 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。  
令和4年12月23日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が3件、利用権の設定が10件でございます。

初めに、所有権移転について説明いたします。

整理番号4の12の1の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。売り手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で9,735㎡となります。価格につきましては、〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号4の12の2の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、畑で1,958㎡他計4筆ございまして、87,075㎡となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号4の12の3の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につままし

ては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で23,424㎡となります。価格につきましては、〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

続きまして、利用権の設定の整理番号4の12の1から4の12の3までを説明します。

整理番号4の12の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の、〇、田で17,538㎡他計2筆ございまして、38,717㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月25日までの〇年間となります。

整理番号4の12の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で19,979㎡他計3筆ございまして、48,542㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月25日までの〇年間となります。

整理番号4の12の3の借り手は、空知郡南幌町南15線西6番地、〇〇 〇〇。貸し手は、札幌市〇区〇〇〇〇〇条〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で1,481㎡他計2筆ございまして、5,408㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月25日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 農用地利用集積計画の決定、所有権移転の3件、利用権の設定の整理番号4の12の1から3までについては提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

利用権の設定の整理番号4の12の4については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により上野委員の退席を求めます。退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、上野委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号4の12の4の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で12, 230㎡となります。利用権の期間は、令和〇年12月25日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。利用権の設定の整理番号4の12の4については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認する

ことに決しました。

退席しております上野委員が席に着くまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、上野委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号4の12の5の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で13,256㎡他計5筆ございまして、116,518㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月25日までの〇年間となります。

整理番号4の12の6の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、北広島市〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、畑で80㎡他計3筆ございまして、2,756㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月25日までの5年間となります。

整理番号4の12の7の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇 〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で12,668㎡他計6筆ございまして、46,173㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年10月27日までの〇年間となります。

整理番号4の12の8の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で20,186㎡他計2筆ございまして、41,674㎡となります。利用権の期間ですが、令和9年10月27日までの〇年間となります。

整理番号4の12の9の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で19,695㎡他計7筆ございまして、119,083㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年1

2月25日までの〇年間となります。

整理番号4の12の10の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で2, 119㎡他計2筆ございまして、19, 363㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月25日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。利用権の設定の整理番号4の12の5から10までについては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 日程第10 議案第5号 現況証明願いについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 現況証明願いについて。  
農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、審議願い意見を求める。

令和4年12月23日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第5号について説明いたします。現況証明願いにつきましては1件でございます。

願出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地の所在が、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、399.09㎡。公簿地目は宅地。現況は農地、利用状況は畑で土地の所有者は、〇〇 〇〇でございます。証明を必要とする理由は、地目変更登記申請のためでございます。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員の代表より、現地の状況について説明願います。

4 番 議長 4 番

議長 4 番 江郷委員

4 番 願い出のあった件ですが、私と南委員、青木委員の3名で事務局の説明と航空写真により現地の確認をいたしました。

現状では、農地として利用しており、今後、宅地として利用するには困難な状況ですので、申請のとおりであると確認いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第5号 現況証明願いについては願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は願い出のとおり証明することに決しました。

---

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第31回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第31回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午後4時55分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

1 0 番

1 1 番